

産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都足立区入谷八丁目3番8号

氏名 株式会社利根川産業
代表取締役 利根川 満彦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 平成30年 6月30日

許可の有効年月日 令和 5年 6月29日

1 事業の範囲

(1) 業の区分

処分（中間処理）

(2) 処分の方法と取り扱う産業廃棄物の種類

（処分できる産業廃棄物の種類に係る限定は裏面のとおりに。）

| | | | |
|--------|---|--|---------|
| ア 破砕 | ： | 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず | （以上6種類） |
| イ 圧縮 | ： | 金属くず | （以上1種類） |
| ウ 圧縮固化 | ： | 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず | （以上4種類） |
| エ 切断 | ： | 廃プラスチック類、紙くず | （以上2種類） |
| オ 溶融 | ： | 廃プラスチック類 | （以上1種類） |

2 事業の用に供する施設（詳細は裏面のとおりに）

施設所在地：東京都足立区入谷八丁目3番22号

3 許可の条件

- 作業時間は、原則として9時から17時までとすること。
- 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
- 中間処理は本都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 15年 6月 30日 新規許可
平成 30年 6月 30日 更新許可 第3回
平成 30年 8月 17日 変更届 破砕機の入替
令和 2年 3月 23日 変更届 圧縮機の入替

5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無

（裏面あり）

(裏面)

許可番号 第13-20-000040号

2 事業の用に供する施設

施設所在地：東京都足立区入谷八丁目3番22号

| 施設種類 | 産業廃棄物の種類 | 単独処理能力 | 混合処理能力 | 設置年月日 | 施設許可番号 | 施設許可年月日 |
|------|-----------------------|-----------|-----------|------------|--------|---------|
| 破 碎 | 廃プラスチック類 | 4.40(t/日) | 4.33(t/日) | 平成30年8月5日 | ----- | ----- |
| | 紙くず | 4.28(t/日) | | | | |
| | 木くず | 4.44(t/日) | | | | |
| | 繊維くず | 3.47(t/日) | | | | |
| | 金属くず | ----- | | | | |
| | ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず | ----- | | | | |
| 圧縮固化 | 廃プラスチック類 | 4.71(t/日) | 4.71(t/日) | 平成19年5月21日 | ----- | ----- |
| | 紙くず | 4.71(t/日) | | | | |
| | 木くず | 4.71(t/日) | | | | |
| | 繊維くず | 4.71(t/日) | | | | |
| 圧縮固化 | 廃プラスチック類(発泡スチロールに限る。) | 1.19(t/日) | ----- | 令和2年3月17日 | ----- | ----- |
| 切 断 | 廃プラスチック類 | 1.47(t/日) | ----- | 平成29年6月23日 | ----- | ----- |
| | 紙くず | 1.01(t/日) | | | | |
| 圧 縮 | 金属くず(あき缶(スチール)に限る。) | 6.33(t/日) | ----- | 平成29年6月23日 | ----- | ----- |
| 圧 縮 | 金属くず(あき缶(アルミ)に限る。) | 2.37(t/日) | ----- | 平成29年6月23日 | ----- | ----- |
| 溶 融 | 廃プラスチック類(発泡スチロールに限る。) | 1.74(t/日) | ----- | 平成29年10月2日 | ----- | ----- |

(以下余白)